

2025（令和7）年度 大阪大学大学院高等司法研究科
一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（民法）出題の趣旨

[第1問]

【設問1】

騙取された金銭によって弁済がなされた場合に、被騙取者から不当利得返還請求をすることができるかが問題となる事例をもとに、判例に基づいて適切な論述をすることができるかを試している。答案においては、利得と損失との因果関係、法律上の原因の欠如につき、判例が採用している考え方を明らかにすることが求められる。

【設問2】

不動産の二重譲渡事例において、第一譲受人が、第二譲受人を被告として、第二譲受人の所有権取得原因を詐害行為として取り消すことができるかが問題となる事例をもとに、当該問題についての判例の考え方を正しく理解しているかを確認するとともに、説得的な論拠を示して結論を導き出すことができるか、を試している。

[第2問]

どちらの設問も、取得時効と登記に関するものである。

【設問1】

時効取得者と時効完成後の第三者との関係について、判例に即して的確に論じができるか、を試す問題である。

まず、判例によれば、時効完成後の第三者には登記なくして時効取得を対抗できないことを、適切な理由を付して論じる必要がある。そのうえで、Dが時効完成後の第三者に当たることを指摘しなければならない。

次に、Dが背信的悪意者に該当する可能性を検討することが求められる。ここでは、悪意者の一般的な定義（不動産物権変動を知っている者）を前提に、時効取得の対抗問題における悪意の意義（多年に渡る占有を認識していること）を、判例に基づいて理由と共に論じる必要がある。さらに、本問の事実に即して、背信性を論じなければならない。

【設問2】

時効完成後の第三者が登記を備えた後に再度の取得時効を認める判例について、理解度を測る問題である。判例は、時効完成後に占有者が登記を備える前に、第三者が原所有者から抵当権の設定を受け登記を了した場合に、再度の取得時効による抵当権の消滅を認めている。(1)では、Eとの関係で同判例が適用されることを論じる必要がある。(2)では、(1)を踏まえて、Eの登記具備時を起算点とする再度の取得時効をFに対しても主張しうるか、が問われている。抵当権設定登記を起点とする再度の取得時効は、第三取得者の地位をも覆すのか、それとも当該抵当権の消滅をもたらすに過ぎないのか。このような再度の取得時効の効果論を意識し

た論述が求められる。

なお、(2)では、Fの登記具備時を起算点とする再度の取得時効も問題となるが、時効期間が経過する前にFが提訴しているため、時効は完成していない。